

令和4年12月2日
都市整備政策部住宅管理課

世田谷区営住宅の使用料等の支払に係る訴えの提起について

1 主旨

本件は、区営住宅使用料及び共益費の滞納に関し、相手方が合意書に基づく支払いを行わず、その後の区からの再三の連絡にも応答しないなど、支払いの意思が見られないため、専決処分を得たうえで、元使用者を被告として、滞納使用料等の支払いを求めて訴訟を提起するものである。

2 これまでの経緯

平成 2年 1月	本件住宅に入居。
平成17年～	収入報告書の提出を怠り、平成24年度までの7年間の住宅使用料が近傍同種家賃となる。
平成19年 7月	滞納が始まる。その後、文書、電話、呼出による催告を実施。以降、滞納と支払いを繰り返す。
令和 3年 3月	本件住宅を退去
4月	滞納使用料等の支払いについて分割により納付する旨の合意書を交わす。
12月	滞納使用料等について、分納4か月分の支払いあり。
令和 4年 1月～	再三にわたり電話や書面で督促を行ったが、連絡がつかず、合意書に基づく支払いがない。

3 訴訟の内容

原告 世田谷区
被告 元使用者 ■■■■■ 在住

訴えの要旨

- (1) 被告は、原告に対し、金1,082,060円を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 今後のスケジュール (予定)

令和5年 1月	専決処分・東京簡易裁判所へ訴訟を提起
2月	都市整備常任委員会 (専決処分の報告)
	第1回区議会定例会 (専決処分の報告)